

報告第 8 号

臨時代理した事件(名張市立中学校における注文弁当販売事業補助金交付内規の一部を改正する内規の制定)の承認について

名張市立中学校における注文弁当販売事業補助金交付内規の一部を改正する内規の制定については、別紙のとおり行ったので報告し、承認を求める。

令和 7 年 4 月 3 日報告

名張市教育委員会
教育長 西 山 嘉 一

名張市立中学校における注文弁当販売事業補助金交付内規の一部を改正する内規の 制定について

1. 改正理由

本事業の財源とする国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の趣旨に鑑み、規定を整理するため、所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

新型コロナウイルス感染症及び感染防止対策に関する規定を整理する。

3. 改正規定の適用

この内規は、令和7年4月1日から適用する。

名張市立中学校における注文弁当販売事業補助金交付内規の一部を改正する内規
 名張市立中学校における注文弁当販売事業補助金交付内規（令和４年９月１日制定）の
 一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正
 する。

改正後	改正前
（趣旨） 第１条 この内規は、<u>エネルギー・食料品</u> <u>価格等の物価の高騰の影響</u>を受け、食材 費及び光熱水費等に要する経費が増加し ていることにより、次条第１項に規定す る注文弁当販売事業（以下この条におい て「注文弁当販売事業」という。）にお いて経済的な追加負担が生じていること に鑑み、注文弁当販売事業を利用する生 徒の保護者の負担の増大を抑止し、注文 弁当販売事業が継続して行われることを 目的として、注文弁当販売事業に要する 費用の一部に対し、予算の範囲内で補助 金を交付することについて、名張市補助 金等の交付に関する規則（昭和44年規則 第４号。以下「規則」という。）に定め るもののほか、必要な事項を定めるも のである。	（趣旨） 第１条 この内規は、<u>新型コロナウイルス</u> <u>感染症の感染拡大に伴い</u>、物価の高騰の 影響を受け、食材費及び光熱水費<u>並びに</u> <u>感染防止対策等</u>に要する経費が増加して いることにより、次条第１項に規定する 注文弁当販売事業（以下この条におい て「注文弁当販売事業」という。）にお いて経済的な追加負担が生じていること に鑑み、注文弁当販売事業を利用する生 徒の保護者の負担の増大を抑止し、注文 弁当販売事業が継続して行われることを 目的として、注文弁当販売事業に要する 費用の一部に対し、予算の範囲内で補助 金を交付することについて、名張市補助 金等の交付に関する規則（昭和44年規則 第４号。以下「規則」という。）に定め るもののほか、必要な事項を定めるも のである。

附 則

この内規は、令和７年４月１日から適用する。